

幸区役所行財政改革推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 行財政改革推進本部設置要綱第7条の規定に基づき、幸区役所における行財政改革を推進するため、幸区役所行財政改革推進本部（以下「区本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 区本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 幸区役所の行財政改革に係る事項の検討及び実施に関すること。
- (2) 行財政システムの見直し等に関すること。
- (3) その他行財政改革に関すること。

(組織)

第3条 区本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は区長を、副本部長は副区長をもって充てる。
- 3 本部員は、区役所の部長職並びに課長職をもって充てる。
- 4 区本部に幹事会を置く。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、区本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、その職務を代理する。

(区本部会議)

第5条 区本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第6条 幹事会は、区本部会議に係る重要事項を協議する。

2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

3 委員長は区長を、副委員長は副区長を、委員は区役所の部長職をもって充てる。

(庶務)

第6条 区本部の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成19年6月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。